

JAふるさとケアセンター サービス利用料金

介護保険適用時のご利用者の負担金は、以下の通り、基本料金に負担割合証に記載された割合を乗じた額となります。

(1) 訪問介護利用料金（基本報酬）要介護

算定項目		利用料	自己負担額 (負担割合)		
サービスに要する時間			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満（身体介護1）	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満（身体介護2）	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上（身体介護3）	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間を超えて30分を増すごとに加算	820円	82円	164円	246円
生活援助	20分以上45分未満（生活援助2）	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上（生活援助3）	2,200円	220円	440円	660円
身体介護に引き続き20分以上生活援助を行なった場合20分から起算して25分毎に加算		650円	65円	130円	195円

(2) 介護予防・総合事業基本料金(要支援・事業対象者)

※要支援1の方は利用できません

算定項目		利用料	自己負担額 (負担割合)		
			1割	2割	3割
訪問型サービス11	月5回以上の利用	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
	(週1回程度の利用計画)				
訪問型サービス12	月9回以上の利用	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
	(週2回程度の利用計画)				
訪問型サービス13※	月13回以上の利用	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円
	(週3回程度の利用計画)				
訪問型サービス21	標準的な内容相当	2,870円/回	287円	574円	861円
	(訪問型サービス)				

(3) 訪問介護利用料金（加算報酬）

※要介護の方のみ算定

算定項目	利用料	内容
① 夜間・早朝加算	※ 25.0%	午前6時～午前8時、午後6時～午後10時の時間帯利用の基本報酬に算定
② 深夜加算	※ 50.0%	午後10時～翌日午前6時の時間帯の利用の基本報酬に算定
③ 緊急時訪問加算	※ 1,000円	利用者からの要請に基づき、サービス計画外の緊急訪問に算定
④ 初回加算	2,000円	初回の訪問のあった月に算定
⑤ 特定事業所加算(I)	※ 20.0%	基本利用料に加算
⑥ 介護職員処遇改善加算 I	24.5%	基本利用料に①～⑤の加算を加えた総額に所定の割合を算定